

交通政策審議会海事分科会船員部会
海上旅客運送業最低賃金専門部会 議事次第

令和5年9月20日(水)

13:30 ~ 15:00

3号館8階特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 専門部会長の選任について

議題2. 海上旅客運送業最低賃金を取り巻く状況について

議題3. 海上旅客運送業最低賃金の改正について

3. 閉 会

海上旅客運送業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

石崎由希子 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授

野川 忍 明治大学専門職大学院法務研究科 教授

(関係船員を代表する委員)

遠藤 飾 全日本海員組合 政策局総合政策部長

中本 伸一 全日本海員組合 広報室副室長

(関係使用者を代表する委員)

菊池 浩二 石崎汽船株式会社 常務取締役

佐藤 則仁 東京湾フェリー株式会社 取締役海務部長

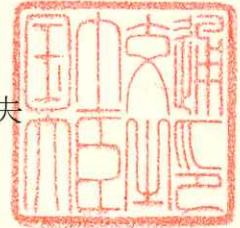
配布資料一覧

- 資料1 交通政策審議会への諮問について
諮問第436号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の改正について）」
- 資料2 海上旅客運送業最低賃金（平成8年10月30日運輸省最低賃金公示第6号）
- 資料3 国内旅客輸送業の概要
- 資料4 最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数
- 資料5 海上旅客運送業船員賃金実態調査
- 資料6 海上旅客運送業の最低賃金の改正状況
- 資料7 海上旅客運送業に係る労使間協定賃金
- 資料8 最低賃金の改正に係る参考資料
- ・海上旅客運送業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）
 - ・費目別、世帯人員別標準生計費（令和5年4月）
 - ・消費者物価指数（10大費目）
 - ・決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数
 - ・地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額
 - ・地域別最低賃金額改定の目安の推移
 - ・地域別最低賃金額一覧
 - ・給与勧告の実施状況等

国海員第142号
令和5年7月24日

交通政策審議会
会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣
齊藤 鉄夫



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第7項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第436号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業
最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成8年運輸省最低賃金公示第5号）、海上旅
客運送業最低賃金（平成8年運輸省最低賃金公示第6号）及び漁業（かつお・
まぐろ）最低賃金（令和4年国土交通省最低賃金公示第4号）を改正すること
について、最低賃金法第35条第7項の規定に基づき、交通政策審議会の意見
を聴く必要があるため。

海上旅客運送業最低賃金

平成 8 年 10 月 30 日	平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号
一部改正平成 9 年 10 月 31 日	平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成 10 年 11 月 2 日	平成 10 年運輸省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 11 年 11 月 1 日	平成 11 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 12 年 11 月 10 日	平成 12 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 13 年 11 月 1 日	平成 13 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 3 月 3 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 11 月 20 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 4 号
一部改正平成 27 年 12 月 2 日	平成 27 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 28 年 11 月 28 日	平成 28 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 29 年 12 月 8 日	平成 29 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 30 年 12 月 5 日	平成 30 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和元年 12 月 18 日	令和元年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 3 年 1 月 20 日	令和 3 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 4 年 1 月 20 日	令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 1 号
一部改正令和 5 年 1 月 20 日	令和 5 年国土交通省最低賃金公示第 1 号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) 遠洋区域を航行区域とする船舶

(2) 近海区域を航行区域とする船舶

(3) 沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員（事務部職員を除く。） 248,350 円

(2) 事務部職員 194,250 円

(3) 部員 186,900 円

5 最低賃金に算入しない賃金

(1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など

(2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金

(3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など

(4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

(5) 1 か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる

賃金

(6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成9年運輸省最低賃金公示第5号）

この公示は、平成9年11月30日から効力を生ずる。

附 則（平成10年運輸省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成10年12月2日から効力を生ずる。

附 則（平成11年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成11年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成12年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成12年12月10日から効力を生ずる。

附 則（平成13年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成13年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第4号）

この公示は、平成26年12月20日から効力を生ずる。

附 則（平成27年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年1月1日から効力を生ずる。

附 則（平成28年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年12月28日から効力を生ずる。

附 則（平成29年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成30年1月7日から効力を生ずる。

附 則（平成30年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成31年1月4日から効力を生ずる。

附 則（令和元年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和2年1月17日から効力を生ずる。

附 則（令和3年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和3年2月19日から効力を生ずる。

附 則（令和4年国土交通省最低賃金公示第1号）

この公示は、令和4年2月19日から効力を生ずる。

附 則（令和5年国土交通省最低賃金公示第1号）

この公示は、令和5年2月19日から効力を生ずる。

国内旅客輸送業の概要

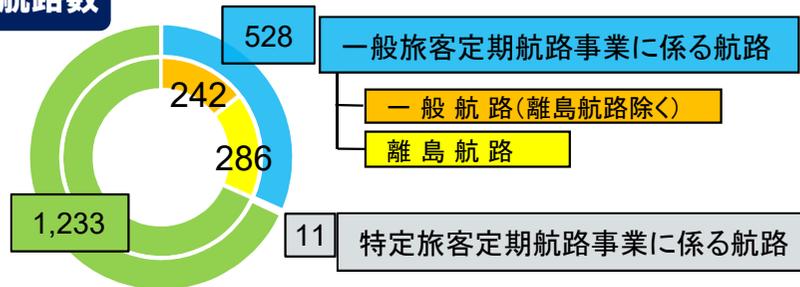
令和5年9月
海事局内航課

国内旅客船事業の概況

- フェリー・旅客船は日本の各地で地域の住民の移動手段や物流を担う重要な交通インフラであり、また、地域の魅力を活かした船旅が各地で実施されており、観光分野からも地域経済を支えている。
- 国内旅客航路は、一般旅客定期航路事業(528航路)と旅客不定期航路事業(1,233航路)及び特定旅客定期航路事業(11航路)から成る。事業者数に大きな変動は見られないものの、本四架橋や高速道路料金引下げの影響等により、輸送人員は長期的に低下傾向にある中、令和3年度は新型コロナウイルス感染症で大幅減となった前年度に比べて8.5%の微増となった。
- 航路維持が大きな課題であり、訪日外国人旅行者を含む観光需要の取り込みが航路活性化に向けて重要。

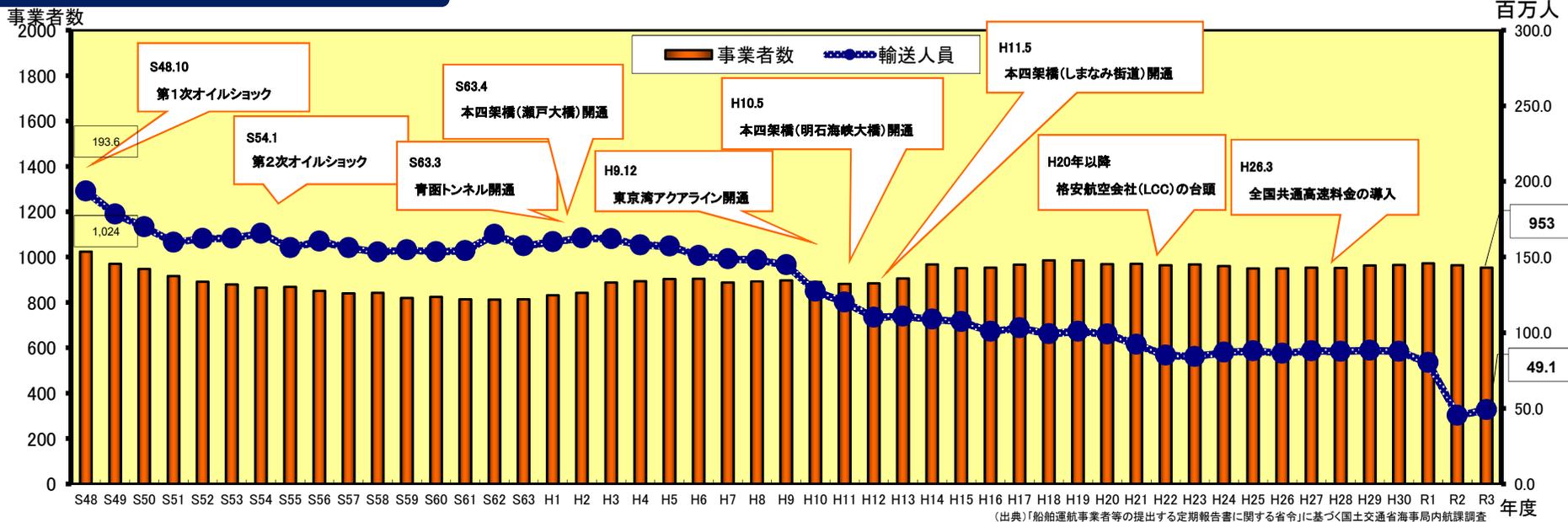
国内旅客船航路事業の航路数

※・R4.4.1時点の航路数
 ・海上タクシー(旅客定員12名以下)の航路数は除く



一般旅客定期航路事業	航路を定めて定期的に運航 例)長距離フェリー・離島航路等
特定旅客定期航路事業	特定の者の需要に応じて、航路を定めて定期的に運航 例)スクールボート等
旅客不定期航路事業	航路を定めて不定期に運航 例)屋形船・遊覧船等

国内旅客船事業の輸送量の推移



一般旅客定期航路事業者の経営及び旅客船の船齢状況について

- 一般旅客定期航路事業者及び長距離フェリー航路事業者とも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で旅客輸送量が大幅に減少し、平均収支率は引き続き100%を割り込む厳しい経営環境となっている。
- 燃料費は原油価格高騰の影響を受けて、全費用中の30%を超える割合になっており、予断を許さない状況が続いている。
- また、船舶の耐用年数である14年以上の老齢船の隻数比率は、近年 75%を超えて推移しており、2022年現在 80%を占める。

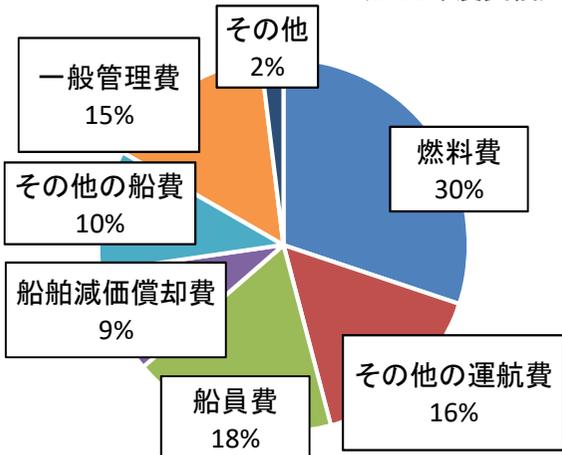
一般旅客定期航路事業者の 主な経営指標

平均売上高	527百万円
平均収支率	89%

(387事業者)

費用割合

(2021年度実績)



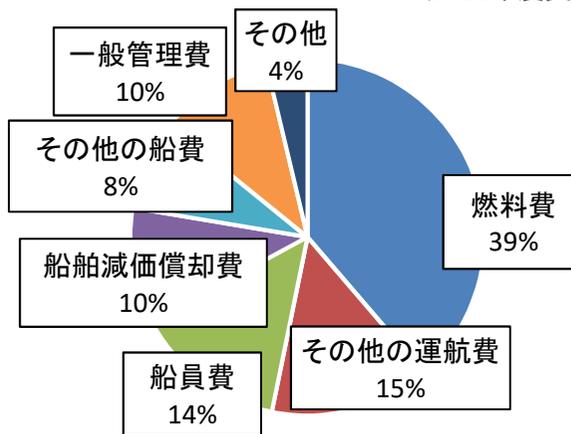
長距離フェリー航路事業者の 主な経営指標

平均売上高	11,066百万円
平均収支率	100%

(9事業者)

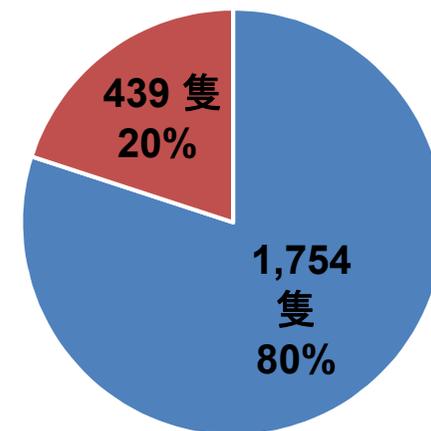
費用割合

(2021年度実績)



旅客船の船齢状況

全2,193隻
(2022.4.1時点)



■ 14年以上の船舶 ■ 14年以内の船舶

旅客航路事業現況表より

交通・観光連携型事業(地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化)

交通事業者が、地域の観光資源とタイアップし、観光イベントの実施、車両等の観光資源化・関連施設の高品質化等により、地域の集客力とアクセス性の向上を両立しつつ、**地域観光の高付加価値化**を目指す事業の取組について支援を行い、もって、観光地の魅力向上と交通事業者の高品質化の両立を図る。

支援スキーム

交通事業者が、地域の観光関係者と連携して、**観光地への誘客、地域内の周遊性の向上、観光地としてのブランド力の強化**に資するような取組等を支援。
※いずれも観光地、観光施設、宿泊施設等の利用者増加や収益力向上の効果が見込めるものであること。

【交通事業者】 (バス、タクシー、鉄道、旅客船事業者、航空関係事業者等 最低1者)



バス事業者



鉄道事業者



旅客船事業者



航空関係事業者



【観光事業者】 (観光関係事業者等 最低1者)



宿泊施設



旅行会社



観光施設

支援事業例

事業費の1/2を補助 (イベント開催、企画乗車船券、プロモーション、実証運行、車両導入・改造等の経費から複数メニューを実施)

【貸切バス・生活交通】

旅行会社等と連携した新規ツアーの実施



【支援対象例】

- ツアープロモーション経費
- 旅行会社等と連携して造成する新規ツアーのために生じた運行経費等

【生活交通】

宿泊施設等と連携した観光の足としての生活交通の活用



【支援対象例】

- 宿泊施設と連携したダイヤ改正経費
- 実験期間中の運行費 プロモーション費用等

【イベント】

地域交通を活用した観光イベント開催



【支援対象例】

- イベント列車改造経費
- イベント列車運行費 プロモーション費用等

【航空・空港】

航空・空港を核として地域の観光資源をめぐる新規ツアーの実施



【支援対象例】

- 旅行会社等と連携して造成する新規ツアーのために生じた運行経費・プロモーション経費等

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

○ 訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、多言語対応の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援する。

交通サービスインバウンド対応支援事業

補助率
3分の1 等

事業主体
公共交通事業者等

多言語対応(事故・災害時等を含む)



・多言語表記等



・案内放送の多言語化



・タブレット端末、携帯型翻訳機等の整備



・多言語バスロケーションシステムの設置



・インバウンド対応型鉄軌道車両の導入

無料Wi-Fiサービス



・旅客施設や車両等の無料Wi-Fi整備

トイレの洋式化等



・洋式トイレ、多機能トイレの整備

キャッシュレス決済対応



・全国共通ICカードの導入



・QRコードやクレジットカード対応、企画乗車船券のICカード化



・企画乗車船券の発行



・レンタカーのキャッシュレス対応

非常時のスマートフォン等の充電環境の確保



・非常用電源装置、携帯電話充電設備等

旅客施設や車両等の移動円滑化(大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上)



・段差解消(エレベーター)



・LRTシステムの整備



・インバウンド対応型バス・タクシーの導入



・鉄道車両の荷物置き場の設置



・ジャンボタクシーの導入



・スロープ型タラップの整備



・船内座席の個室寝台化

移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応



・観光列車



・魅力ある観光バス



・サイクルトレイン、サイクルシップ



感染症対策



・駅・車両の衛生対策

レンタカーの外国人ドライバー支援



・ドライブ支援アプリ(による静電貼付)・専用ステッカーの普及

バス・タクシードライバーへの外国語接客研修



※上記の他、交通サービス調査事業(訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査・利用促進等)への支援を実施【補助率:1/2(調査については上限1,000万円)】等

最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

(令和5年4月1日現在)

業 種 局 別		海上旅客運送業			
		事業者数	船舶数(隻)	船員数(人)	組織船員数(人)
北海道運輸局	① (R5. 4. 1)	6	16	399	399
	② (R4. 4. 1)	6	16	412	412
	① - ②	0	0	△ 13	△ 13
東北運輸局	① (R5. 4. 1)	1	3	55	55
	② (R4. 4. 1)	1	3	91	91
	① - ②	0	0	△ 36	△ 36
関東運輸局	① (R5. 4. 1)	14	17	692	660
	② (R4. 4. 1)	14	17	678	643
	① - ②	0	0	14	17
北陸信越運輸局	① (R5. 4. 1)	2	4	143	143
	② (R4. 4. 1)	3	3	156	156
	① - ②	△ 1	1	△ 13	△ 13
中部運輸局	① (R5. 4. 1)	3	7	176	176
	② (R4. 4. 1)	3	8	190	190
	① - ②	0	△ 1	△ 14	△ 14
近畿運輸局	① (R5. 4. 1)	5	15	585	562
	② (R4. 4. 1)	5	15	599	575
	① - ②	0	0	△ 14	△ 13
神戸運輸監理部	① (R5. 4. 1)	1	2	88	88
	② (R4. 4. 1)	1	2	48	48
	① - ②	0	0	40	40
中国運輸局	① (R5. 4. 1)	3	7	115	115
	② (R4. 4. 1)	3	4	79	79
	① - ②	0	3	36	36
四国運輸局	① (R5. 4. 1)	7	12	279	261
	② (R4. 4. 1)	7	12	279	262
	① - ②	0	0	0	△ 1
九州運輸局	① (R5. 4. 1)	22	31	866	818
	② (R4. 4. 1)	22	30	851	809
	① - ②	0	1	15	9
沖縄総合事務局	① (R5. 4. 1)	2	2	29	29
	② (R4. 4. 1)	2	2	28	28
	① - ②	0	0	1	1
計	① (R5. 4. 1)	66	116	3,427	3,306
	② (R4. 4. 1)	67	112	3,411	3,293
	① - ②	△ 1	4	16	13

海上旅客運送業船員賃金実態調査

【職員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	58歳	374,000円	682,000円
賃金が最も低かった者	76歳	248,500円	248,500円
平 均	51.5歳	343,165円	409,615円
人 数	43人		

【部員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	55歳	380,333円	392,333円
賃金が最も低かった者	73歳	187,000円	187,000円
平 均	49.1歳	215,812円	243,628円
人 数	44人		

資料説明

- 1 国土交通大臣が決定する海上旅客運送業最低賃金の適用を受ける船舶のうち、未組織船に乗組む船員に対し、令和5年5月に支給された賃金の実態について調査したものである。
- 2 調査は未組織船員を対象に、9隻（職員43人、部員44人）について回収集計した。
- 3 表中の「計」は、本給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計額である。

海上旅客運送業の最低賃金の改正状況

年度	最低賃金額		
	職員	事務部職員	部員
平成 8 年	234,350円	181,250円	169,450円
平成 9 年	236,950円	183,250円	172,600円
平成 1 0 年	238,050円	184,100円	175,800円
平成 1 1 年	—	—	176,500円
平成 1 2 年	—	—	177,050円
平成 1 3 年	238,300円	184,200円	177,500円
平成 1 8 年	—	—	—
平成 2 5 年	239,250円	185,150円	178,250円
平成 2 6 年	240,250円	186,150円	179,000円
平成 2 7 年	242,050円	187,950円	180,600円
平成 2 8 年	243,050円	188,950円	181,600円
平成 2 9 年	244,050円	189,950円	182,600円
平成 3 0 年	245,350円	191,250円	183,900円
令和元年	246,450円	192,350円	185,000円
令和 2 年	246,800円	192,700円	185,350円
令和 3 年	247,350円	193,250円	185,900円
令和 4 年	248,350円	194,250円	186,900円

※ 記載のない年度は、諮問が行われていない。

海上旅客運送業に係る労使間協定賃金

1. 職員(事務部職員を除く。)

最賃額

248,350

(単位：円，%)

会 社 名	職 名	基本給(初任額)		乗船手当等	フェリー手当	航海日当	その他	合 計	最賃額との差	備 考 (航海日当/月)
		標 年齢 給	職 務 給							
A	航・機士	224,150	16,500			21,150	82,500	344,300	95,950	個別協約 30.00 日
B	〃	247,620	3,600		4,650	15,855	7,500	279,225	30,875	個別協約 21.00 日
C	〃	179,820	62,580			14,100		256,500	8,150	大型CF 20.00 日
D	〃	179,820	62,580			12,807		255,207	6,857	個別協約 - 日
E	一航・機士	237,270	10,000	35,591				282,861	34,511	個別協約 - 日
F	航・機士	250,710	1,700			19,090	6,050	277,550	29,200	個別協約 23.00 日
G	〃	188,270	62,580			14,100		264,950	16,600	大型CF 20.00 日
H	〃	179,820	62,580			14,805		257,205	8,855	大型CF 21.00 日
I	〃	181,510	62,580			12,690		256,780	8,430	大型CF 18.00 日
J	〃	179,820	62,580			14,100		256,500	8,150	大型CF 20.00 日
K	〃	179,820	62,580			12,690	12,240	267,330	18,980	大型CF 18.00 日
L	〃	247,050		24,705		9,100		280,855	32,505	中四旅客 20.00 日
M	〃	179,820	62,580			14,100		256,500	8,150	大型CF 20.00 日
N	〃	181,780	62,580			14,100		258,460	10,110	大型CF 20.00 日
O	〃	247,050		24,710		13,400		285,160	36,810	中四旅客 20.00 日
P	〃	253,470	3,740	63,370				320,580	72,230	個別協約 - 日
Q	〃	183,200	62,580			13,395		259,175	10,825	大型CF 19.00 日
R	〃	240,200	2,500	9,720		3,000	30,285	285,705	37,355	個別協約 20.00 日
S	〃	195,000				25,000	35,000	255,000	6,650	個別協約 17.33 日

2. 事務部職員

最賃額

194,250

(単位：円，%)

会社名	職名	基本給（初任額）		乗船手当等	フェリー手当	航海日当	その他	合計	最賃額との差	備考 (航海日当/月)
		標 齡 給	職 務 給							
a	事務員 (未経験)	185,060	63,190			12,690		260,940	66,690	大型CF 18.00 日
b	〃	179,820	14,460			14,100		208,380	14,130	大型CF 20.00 日
c	〃	229,760		22,980		13,400		266,140	71,890	中四旅客 20.00 日

3. 部 員

最賃額

186,900

(単位：円，%)

会 社 名	職 名	基本給（初任額）		乗船手当等	フェリー手当	航海日当	その他	合 計	最賃額との差	備 考 (航海日当/月)
		標 齡 給	職 務 給							
Aa	部員 (未経験)	173,060	13,860			12,700		199,620	12,720	大型CF 20.00 日
Ab	〃	166,600			4,350	13,335	7,500	191,785	4,885	個別協約 20.00 日
Ac	〃	173,060	13,860			11,430		198,350	11,450	大型CF 18.00 日
Ad	〃	173,060	13,860			11,430	12,240	210,590	23,690	大型CF 18.00 日
Ae	〃	173,060	13,860			11,535		198,455	11,555	個別協約 - 日
Af	〃	173,060	13,860			12,700		199,620	12,720	大型CF 20.00 日
Ag	〃	171,970		25,796				197,766	10,866	個別協約 - 日
Ah	〃	173,060	13,860			12,065		198,985	12,085	大型CF 19.00 日
Ai	〃	173,060	13,860			12,700		199,620	12,720	大型CF 20.00 日
Aj	〃	173,060	13,860			13,335		200,255	13,355	大型CF 21.00 日
Ak	〃	173,050		17,310		10,300		200,660	13,760	中四旅客 20.00 日
Al	〃	173,060	13,860			12,700		199,620	12,720	大型CF 20.00 日
Am	〃	171,420	3,410	42,860				217,690	30,790	個別協約 - 日
An	〃	173,050		17,305		6,300		196,655	9,755	中四旅客 20.00 日
Ao	〃	172,560		8,100		2,000	21,675	204,335	17,435	個別協約 20.00 日
Ap	〃	173,060	13,860			12,700		199,620	12,720	大型CF 20.00 日
Aq	〃	187,070				16,560	3,800	207,430	20,530	個別協約 23.00 日
Ar	〃	158,000				15,000	20,000	193,000	6,100	個別協約 17.33 日
As	〃	159,480	2,000			19,050	82,500	263,030	76,130	個別協約 30.00 日

最低賃金の改正に係る参考資料

海上旅客運送業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）

（単位：円）

区 分	決定公示 年月日	職 員	部 員
北海道	R5.4.4	247,400	186,550
東 北	R5.3.17	246,800	184,900
関 東	R5.3.2	248,400	187,000
北陸信越	R5.3.28	247,050	181,550
中 部	R5.3.17	248,200	185,800
近 畿	R5.3.17	248,300	186,900
神 戸	R5.3.17	248,350	186,900
中 国	R5.3.2	247,000	180,000
四 国	R5.3.30	247,000	180,050
九 州	R5.5.9	247,000	180,000
沖 縄	R5.3.2	248,350	186,900

費目別、世帯人員別標準生計費(令和5年4月)

単位:円

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	33,220	33,500	52,750	72,000	91,240
	(31,020)	(39,320)	(50,360)	(61,390)	(72,430)
	2,200	-5,820	2,390	10,610	18,810
住居関係費	46,640	49,610	45,080	40,550	36,020
	(44,710)	(79,300)	(63,280)	(47,260)	(31,240)
	1,930	-29,690	-18,200	-6,710	4,780
被服・履物費	5,760	3,920	6,340	8,760	11,180
	(5,780)	(3,990)	(6,240)	(8,490)	(10,740)
	-20	-70	100	270	440
雑費Ⅰ	24,830	25,830	49,460	73,090	96,720
	(22,620)	(37,190)	(53,470)	(69,760)	(86,030)
	2,210	-11,360	-4,010	3,330	10,690
雑費Ⅱ	10,460	12,220	16,990	21,770	26,540
	(10,350)	(19,130)	(22,740)	(26,340)	(29,950)
	110	-6,910	-5,750	-4,570	-3,410
計	120,910	125,080	170,620	216,170	261,700
前年	114,480	178,930	196,090	213,240	230,390
対前年増減	6,430	-53,850	-25,470	2,930	31,310
対前年比 (前年100)	105.6	69.9	87.0	101.4	113.6

※ 費目欄の()の数字は、前年金額を示す。

※ 費目欄の下段は、対前年との差額を示す。

※ 各費目の構成項目

食料費 食料

住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 被服及び履物

雑費Ⅰ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

資料出所:「令和4年人事院勧告(参考資料)」、「令和5年人事院勧告(参考資料)」

消費者物価指数（10大費目）

年平均	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	
ウエイト	10000	2626	2149	693	387	353	477	1493	304	911	607	
指数・2年100	30年	99.5	98.2	99.2	100.2	95.7	98.5	99.0	100.9	110.1	99.0	102.1
	令和元年	100.0	98.7	99.4	102.5	97.7	98.9	99.7	100.2	108.4	100.6	102.1
	2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3年	99.8	100.0	100.6	101.3	101.7	100.4	99.6	95.0	100.0	101.6	101.1
	4年	102.3	104.5	101.3	116.3	105.5	102.0	99.3	93.5	100.9	102.7	102.2
対前年比・%	30年	1.0	1.4	△ 0.1	4.0	△ 1.1	0.1	1.5	1.4	0.4	0.8	0.5
	令和元年	0.5	0.4	0.3	2.3	2.2	0.4	0.7	△ 0.7	△ 1.5	1.6	0.0
	2年	0.0	1.4	0.6	△ 2.4	2.3	1.1	0.3	△ 0.2	△ 7.8	△ 0.6	△ 2.0
	3年	△ 0.2	0.0	0.6	1.3	1.7	0.4	△ 0.4	△ 5.0	0.0	1.6	1.1
	4年	2.5	4.5	0.6	14.8	3.8	1.6	△ 0.3	△ 1.5	0.9	1.1	1.1
月別指数・2年100	04年1月	100.3	102.0	100.7	108.3	100.8	99.4	99.2	92.4	100.4	101.4	101.7
	2月	100.7	102.3	100.8	111.1	100.5	99.7	99.4	92.7	100.3	101.8	101.8
	3月	101.1	102.5	100.8	113.3	101.8	100.9	99.4	93.2	100.5	102.2	101.9
	4月	101.5	102.9	101.0	114.3	103.7	102.4	98.9	93.0	101.1	103.1	102.1
	5月	101.8	103.4	101.1	115.2	105.1	102.4	99.0	92.8	101.1	103.6	102.1
	6月	101.8	103.6	101.2	115.6	105.7	102.1	99.0	92.9	101.0	102.3	102.1
	7月	102.3	104.0	101.2	117.0	106.3	100.7	99.1	94.3	101.0	103.2	102.2
	8月	102.7	104.5	101.3	117.9	106.8	99.6	99.1	94.3	101.0	104.9	102.4
	9月	103.1	105.6	101.3	118.5	108.4	103.6	99.2	94.1	101.0	103.8	102.4
	10月	103.7	107.1	101.8	119.7	108.7	104.4	99.6	94.2	101.0	103.0	102.6
	11月	103.9	107.8	101.9	121.0	109.6	105.1	99.7	94.3	101.0	101.6	102.7
	12月	104.1	107.9	102.0	123.3	108.6	104.2	99.6	94.4	101.0	101.9	102.8
	05年1月	104.7	109.5	102.0	124.5	108.5	102.6	99.7	94.4	101.0	103.0	102.9
2月	104.0	110.0	102.1	110.8	109.2	103.2	100.3	94.3	101.3	103.4	103.2	
3月	104.4	110.4	102.1	110.2	111.4	104.6	100.7	94.6	101.4	104.5	103.3	

資料出所：総務省統計局「2020年基準 消費者物価指数(全国)」

決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

1. 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(R5. 3末現在)

決定方式	決定件数	適用労働者数(百人)
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	273	—
(1) 地域別最低賃金	47	—
(2) 産業別最低賃金	226	29,118
イ 新産業別最低賃金	224	29,093
① 厚生労働大臣決定分	0	0
② 都道府県労働局長決定分	224	29,093
ロ 従来 of 産業別最低賃金	2	25
① 厚生労働大臣決定分	1	4
② 都道府県労働局長決定分	1	21

下記2-1

下記2-2

2. 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

2-1 新産業別最低賃金

(R5. 3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)	
製造業	食料品・飲料製造業関係	7	4	171
	繊維工業関係	5	8	153
	木材・木製品製造業関係	1	1	6
	パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	83
	印刷・同関連産業関係	1	4	36
	塗料製造業関係	4	2	63
	ゴム製品製造業関係	1	1	49
	窯業・土石製品製造業関係	4	3	107
	鉄鋼業関係	20	31	1,424
	非鉄金属製造業関係	9	8	409
	金属製品製造業関係	4	8	116
	一般機械器具製造業関係	25	228	5,008
	精密機械器具製造業関係	7	7	221
	電気機械器具製造業関係	45	207	8,507
輸送用機械器具製造業関係	33	140	8,671	
小計	168	653	25,024	
非製造業	新聞・出版業関係	1	1	6
	各種商品小売業関係	30	15	1,934
	自動車小売業関係	23	217	2,078
	自動車整備業関係	1	10	32
	道路貨物運送業関係	1	3	19
小計	56	246	4,069	
合計	224	899	29,093	

2-2 従来 of 産業別最低賃金

(R5. 3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	4	21
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合計	2	5	25

- 注： 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
 2 適用使用者数及び適用労働者数は、平成28年経済センサス基礎調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。
 3 適用使用者数及び適用労働者数は、100人未満の数値を四捨五入した数値。ただし、合計が50人未満の場合は全て「1(百人)」としている。

資料出所：「令和5年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額（令和5年3月末現在）

単位：円（件数）

事 項 別		年 度	令和4年度	令和3年度
地 域 別 最 低 賃 金			961 (47)	930 (47)
対前年度上昇率 (%)			3.33	3.10
特 定 産 業 別 最 低 賃 金 (※1、2)	新 製 造 業	食料品・飲料製造業関係	829 (7)	815 (7)
		繊維工業関係	799 (5)	799 (5)
		木材・木製品製造業関係	876 (1)	876 (1)
		パルプ・紙・紙加工品製造業関係	845 (1)	838 (2)
		印刷・同関連産業関係	850 (1)	792 (2)
		塗料製造業関係	988 (4)	972 (4)
		ゴム製品製造業関係	915 (1)	915 (1)
		窯業・土石製品製造業関係	938 (4)	915 (4)
		鉄鋼業関係	999 (20)	975 (20)
		非鉄金属製造業関係	901 (9)	889 (9)
		金属製品製造業関係	937 (4)	922 (4)
		一般機械器具製造業関係	956 (25)	935 (25)
		精密機械器具製造業関係	939 (7)	920 (7)
		電気機械器具製造業関係	930 (45)	908 (45)
		輸送用機械器具製造業関係	972 (33)	951 (33)
	小 計	952 (168)	930 (169)	
	非 製 造 業	新聞・出版業関係	879 (1)	853 (1)
		各種商品小売業関係	849 (30)	845 (30)
		自動車小売業関係	923 (23)	907 (23)
		自動車整備業関係	923 (1)	892 (1)
		道路貨物運送業関係	910 (1)	910 (1)
		小 計	887 (56)	877 (56)
	合 計	943 (224)	923 (225)	
対前年度上昇率 (%)			2.17	1.88
旧 産 業 別 最 低 賃 金			816 (1)	816 (1)
総 合 計			942 (225)	922 (226)

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金の全国加重平均時間額であり、()内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)	(日 額) 5,772 (1)	(日 額) 5,772 (1)

資料出所:「令和5年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

地域別最低賃金額改定の目次の推移

単位：円（％）

ランク (注1、2) 年度	Aランク		Bランク		Cランク		Dランク		平均 引上げ率
	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	
平成19年度	19	(2.69)	14	(2.09)	9 ～ 10	(1.39) ～ (1.54)	6 ～ 7	(0.98) ～ (1.14)	(1.62)
平成20年度	15	(2.07)	11	(1.61)	10	(1.52)	7	(1.13)	(1.48)
平成21年度	最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、答申において示された乖離額の解消に関する考え方により算出される金額 その他の地域については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当								
平成22年度	原則として下記「1.」の金額 最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. A～Dランクですべて10円 2. 答申において示された、乖離額の解消に関する考え方により算出された金額								
平成23年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク4円、B～Dランク1円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成24年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク5円、B～Dランク4円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成25年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク12円、C・Dランク10円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成26年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク15円、Cランク14円、Dランク13円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成27年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円								
平成28年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円								
平成29年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円								
平成30年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク27円、Bランク26円、Cランク25円、Dランク23円								
令和元年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円								
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。								
令和3年度	下記「1.」の金額とする 1. A～Dランク全てにおいて28円								
令和4年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク31円、Bランク31円、Cランク30円、Dランク30円								
令和5年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円								

- (注) 1. 各ランクごとの引上げ額（改定の目安）は、最低賃金（時間額）に対する金額である。
 2. A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分されたもの。
 3. 平成26年度の最低賃金額の改定の結果、最低賃金が生活保護水準を下回る地域は解消された。

地域別最低賃金額一覧

目安が適用されるランク		令和3年度最低賃金額		対前年度増減額	令和4年度最低賃金額		対前年度増減額
		時間額	発効年月日		時間額	発効年月日	
全国加重平均額		930	—	28	961	—	31
A	埼玉	956	R3. 10. 1	28	987	R4. 10. 1	31
	千葉	953	R3. 10. 1	28	984	R4. 10. 1	31
	東京	1,041	R3. 10. 1	28	1,072	R4. 10. 1	31
	神奈川	1,040	R3. 10. 1	28	1,071	R4. 10. 1	31
	愛知	955	R3. 10. 1	28	986	R4. 10. 1	31
	大阪	992	R3. 10. 1	28	1,023	R4. 10. 1	31
B	茨城	879	R3. 10. 1	28	911	R4. 10. 1	32
	栃木	882	R3. 10. 1	28	913	R4. 10. 1	31
	富山	877	R3. 10. 1	28	908	R4. 10. 1	31
	山梨	866	R3. 10. 1	28	898	R4. 10. 20	32
	長野	877	R3. 10. 1	28	908	R4. 10. 1	31
	静岡	913	R3. 10. 2	28	944	R4. 10. 5	31
	三重	902	R3. 10. 1	28	933	R4. 10. 1	31
	滋賀	896	R3. 10. 1	28	927	R4. 10. 6	31
	京都	937	R3. 10. 1	28	968	R4. 10. 9	31
	兵庫	928	R3. 10. 1	28	960	R4. 10. 1	32
	広島	899	R3. 10. 1	28	930	R4. 10. 1	31
C	北海道	889	R3. 10. 1	28	920	R4. 10. 2	31
	宮城	853	R3. 10. 1	28	883	R4. 10. 1	30
	群馬	865	R3. 10. 2	28	895	R4. 10. 8	30
	新潟	859	R3. 10. 1	28	890	R4. 10. 1	31
	石川	861	R3. 10. 7	28	891	R4. 10. 8	30
	福井	858	R3. 10. 1	28	888	R4. 10. 2	30
	岐阜	880	R3. 10. 1	28	910	R4. 10. 1	30
	奈良	866	R3. 10. 1	28	896	R4. 10. 1	30
	和歌山	859	R3. 10. 1	28	889	R4. 10. 1	30
	岡山	862	R3. 10. 2	28	892	R4. 10. 1	30
	山口	857	R3. 10. 1	28	888	R4. 10. 13	31
	徳島	824	R3. 10. 1	28	855	R4. 10. 6	31
	香川	848	R3. 10. 1	28	878	R4. 10. 1	30
	福岡	870	R3. 10. 1	28	900	R4. 10. 8	30
D	青森	822	R3. 10. 6	29	853	R4. 10. 5	31
	岩手	821	R3. 10. 2	28	854	R4. 10. 20	33
	秋田	822	R3. 10. 1	30	853	R4. 10. 1	31
	山形	822	R3. 10. 2	29	854	R4. 10. 6	32
	福島	828	R3. 10. 1	28	858	R4. 10. 6	30
	鳥取	821	R3. 10. 6	29	854	R4. 10. 6	33
	島根	824	R3. 10. 2	32	857	R4. 10. 5	33
	愛媛	821	R3. 10. 1	28	853	R4. 10. 5	32
	高知	820	R3. 10. 2	28	853	R4. 10. 9	33
	佐賀	821	R3. 10. 6	29	853	R4. 10. 2	32
	長崎	821	R3. 10. 2	28	853	R4. 10. 8	32
	熊本	821	R3. 10. 1	28	853	R4. 10. 1	32
	大分	822	R3. 10. 6	30	854	R4. 10. 5	32
	宮崎	821	R3. 10. 6	28	853	R4. 10. 6	32
鹿児島	821	R3. 10. 2	28	853	R4. 10. 6	32	
	沖縄	820	R3. 10. 8	28	853	R4. 10. 6	33

資料出所：「令和5年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

給与勧告の実施状況等

年度	人事院勧告			勧告の実施状況 (国会決定)	経済社会事情		
	勧告月日	内容 (ベア率)	実施時期		経済成長率 (GDP)	消費者物価 (年平均)	春闘賃上率
19	8月8日	0.35	4月1日	勧告どおり (指定職は見送り)	—	0.0	1.87
20	8月8日	なし	—	—	—	1.4	1.99
21	8月11日	△ 0.22	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 3.6	△ 1.4	1.83
22	8月10日	△ 0.19	給与法公布日の翌月	勧告どおり	1.5	△ 0.7	1.82
23	9月30日	△ 0.23	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 1.0	△ 0.3	1.83
24	8月8日	なし	※	—	△ 0.1	0.0	1.78
25	勧告なし	—	※	—	2.7	0.4	1.80
26	8月7日	0.27	4月1日	勧告どおり	2.1	2.7	2.19
27	8月6日	0.36	4月1日	勧告どおり	3.3	0.8	2.38
28	8月8日	0.17	4月1日	勧告どおり	0.8	△ 0.1	2.14
29	8月8日	0.15	4月1日	勧告どおり	2.0	0.5	2.11
30	8月10日	0.16	4月1日	勧告どおり	0.2	1.0	2.26
R1	8月7日	0.09	4月1日	勧告どおり	0.0	0.5	2.18
R2	10月7日	なし	—	—	△ 3.5	0.0	2.00
R3	8月10日	なし	—	—	2.4	△ 0.2	1.86
R4	8月8日	0.23	4月1日	勧告どおり	2.0	2.5	2.20
R5	8月7日	0.96	4月1日	—	—	—	3.60

(資料出所) 1. 内閣府(経済成長率(GDP)、名目、対前年比)

2. 総務省統計局(消費者物価指数、対前年比)

3. 厚生労働省(「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、春闘賃上げ率=定昇込み)

※: 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成24年4月から給与減額支給措置を実施(平成26年3月まで)